

日 歯 発 第 1 9 号
令和 2 年 4 月 8 日
(総 務 課 扱 い)

都道府県歯科医師会会長 各位

公益社団法人 日本歯科医師会
会 長 堀 憲 郎
(公 印 省 略)

緊急事態宣言を受けて

平素より本会会務の運営に、また新型コロナウイルス感染症対策に、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご承知の通り昨日 4 月 7 日に緊急事態宣言が発令されました。特に緊急事態宣言の対象となった地域の皆様には、更なるご苦労や不安が生じるものと拝察いたしますが、この発令は「医療現場の機能不全の抑止」が大きな趣旨になっており、私たちもその趣旨を踏まえて行動していきたいと存じます。

日本歯科医師会は、感染拡大が急激に進んでいることに鑑み、既に 4 月 3 日に添付の内容を都道府県歯科医師会宛に送付し、お願いをしているところであり、今回の宣言発令を踏まえて、改めてその内容について周知、徹底をお願い致します。

4 月 3 日の同連絡にある通り、歯科医療現場では、これまで歯科診療を核とした院内感染等の報告が 1 例も無く、これは歯科医療機関での精一杯の対応の結果であると、会員の皆様のご尽力に感謝申しあげるとともに、今回の発令を踏まえて、更なる取り組みをお願いするところです。

また、歯科医療、口腔機能管理の停滞や縮小による、国民、高齢者、特に介護施設の入居者等の全身の健康への影響が懸念されます。かかりつけ歯科医として、国民や関係者等への口腔健康管理の意識喚起もお願いしたいと考えます。

日本歯科医師会事務局も既にテレワークや、勤務時間の短縮等の徹底で機能が縮小しておりますが、役職員一同工夫をこらし、会員の皆様と情報共有をしつつ、必要な対応を進めて参ります。

会員の皆様には、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うお願い (新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡・令和 2 年 4 月 3 日付)
2. 歯科診療における新型コロナウイルス感染症に対する留意点について (第 2 報) (一般社団法人日本歯科医学会連合新型コロナウイルス感染症対策チーム・令和 2 年 4 月 3 日)
3. 歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について (厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡・令和 2 年 4 月 6 日付)